

平成29年度 第11回全体庁議（12月28日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 第五期帯広市障害福祉計画（原案）について [保健福祉部・こども未来部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第五期帯広市障害福祉計画の策定にあたり、原案を作成し、1月15日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

計画(原案)の概要は以下の通り。

1 第1章 計画の基本的事項

第五期帯広市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活を営むために必要なサービスが計画的に提供されるよう、数値目標、見込みのサービス量、実施方策等を定めたものである。児童福祉法に規定する障害児福祉計画と一体的に策定する。

2 第2章 障害のある人の状況とサービス利用の現状

身体に障害のある人の数は横ばいであるが、知的障害と精神障害のある人は増加傾向にあり、サービスの利用者数と事業費も増加している。

3 第3章 これまでの計画の取り組みの検証及び評価

四期計画で設定した3つの数値目標は以下の通り。

- ・「施設入所者の地域生活移行者数」: 地域での生活が困難な人もいるため、達成が難しい状況
- ・「施設入所者数の削減目標」: 死亡・入院などの退所者数が、新規入所者数を上回っていることから、達成する見込み
- ・「福祉施設から一般就労への移行者数」: 移行者数が鈍化しており、就労希望者と企業を結び付ける取り組みの強化が必要

4 第4章 課題及び取り組みの基本方針

「施設入所者の地域生活への移行と地域生活を維持していくために必要な支援体制の整備」など5つの課題を整理した。「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指し、障害者理解の拡大を図りながら、障害のある人の自立に必要なサービス提供体制等と、発達の心配や障害のある子どもの健やかな育ちや家族を支援するためのサービス提供体制等を計画的に確保していくことを基本方針とする。

5 第5章 障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

6 第6章 障害児通所支援の見込み量と確保のための方策

7 第7章 地域生活支援事業の見込み量と実施のための方策

必要となる各種サービスの見込み量を設定し、サービス等の確保のための方策を定める。

8 第8章 計画の推進体制

北海道ライフサイクルを通じた一貫した支援ができる体制づくりに取り組むとともに、計画の進捗状況の評価を行いながら、計画の推進を図る。

■ 今後のスケジュール

- ・平成30年1月 厚生委員会報告（原案）
パブリックコメント実施
- ・平成30年2月 第4回障害者支援・児童育成合同部会
厚生委員会報告（計画案）
計画策定

■ 審議結果

- ・同内容で、1月15日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし